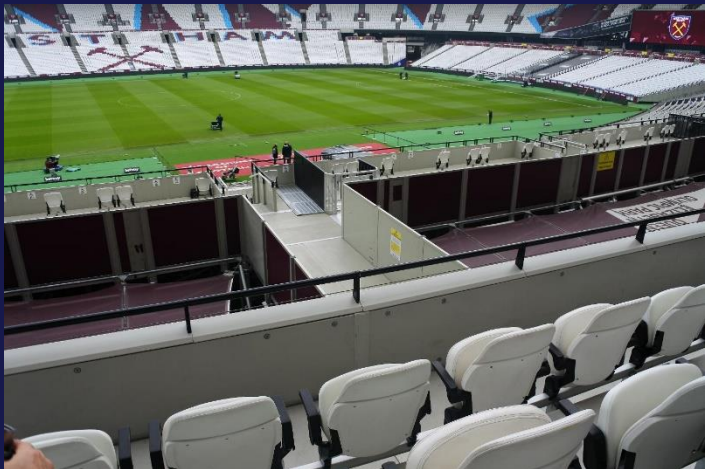


オリンピック・パラリンピック特別研究助成制度 成果報告会

パラリンピックを契機とした さらなる都市施設のバリアフリー化を推進する 合理的配慮と新たな基準提案



ロンドン：オリンピックパーク内スタジアム



平昌：ホッケーセンター

研究代表者
高橋儀平（2018）
菅原麻衣子（2019）

研究目的：

バリアフリー法を問い直し、東京2020オリパラ大会以降を目標とした街や施設のハード面と人々の態度や意識のソフト面の改善を目指し、とりわけハードのみでは解決できない立地特性を有する地域の新たな「まちづくり基準」(ハード)と「合理的配慮」(ソフト)の対応策を見出す。

研究メンバー：（所属・肩書は当時）

代表：高橋 儀平 （人間環境デザイン学科・教授）／菅原麻衣子（同左）

分担：川内 美彦 （同上）

水村 容子 （同上）

高橋 良至 （同上）

秋山 哲男 （中央大学・教授）

丹羽 菜生 （中央大学・助教）

大日方邦子 （日本パラリンピアンズ協会・副会長）※2018のみ

名畑 徹 （オリンピック・パラリンピック経済界協議会）※2018のみ

研究意義：

- 1 ロンドン、リオに続く、または超える、パラリンピックの成功が東京大会に求められる
→その評価に関わる都市環境のアクセシビリティ向上は必須
- 2 レガシーを大会前から計画すること、また大会後の継続的な維持管理が求められる
→いまやオリパラの常識、そのための制度、体制、継続性

研究意義：

3 オリパラ大会というビックインパクトを、いかに日常生活に落とし込めるか

→ハード整備と共に合理的配慮（ソフト）の啓発は必須

→当事者参加のしくみも必須 “Nothing about us without us”

4 オリパラを契機としたUD2020行動計画、2018バリアフリー法改正を、オリパラレガシーとして運用し続けられるか

→法改正により新たに導入される、市町村によるBFマスタープランの作成、当事者参画の評価会議等、その質を担保する手法の開発や実践モデルの創出が必要

■国内調査

北 区	渋谷区	江東区	明石市
小規模店舗調査 ・ バリアフリーチェック ・ 合理的配慮の実態		合理的配慮調査	
小学生調査 ・ バリアに対する認識 ・ 合理的配慮の実態		意識啓発のための市 民 ・ 東洋大生ワーク ショップ効果検証	行政における合理的 配慮の理解促進 ・ 普 及の取り組み事例

国交省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」および「小規模店舗WG」(R2.1-R3.3) 標準設計 (令和2年度改正)

■海外調査

ロンドン	スコットランド	平昌
レガシーの意義・課題の解明		
当事者団体の評価 LD/IL/DRUK	当事者団体の評価 GCIL	オリパラ関連施設視察 (メインスタジアム跡地/バイアスロン競技場/スキージャンプ施設/アイスアリーナ/アイスホッケー-第2競技場/選手村/江陵駅等) ・ BF整備状況 ・ 維持管理状況調査 BF推進に関する国の施策 (韓国障害者開発院 訪問) ・ BF法の運用状況と課題 ・ BF認証制度の効果
公共交通機関 調査 Tfl	オリンピックパーク 調査 LLDC/GDI-Hub	
当事者参加のしくみ GDI-Hub/BEAP/The City of London Access Group	当事者参加のしくみ Disability Equality Scotland/各地域のアクセ ス委員会代表とのグルー プインタビュー	

北 区

渋谷区

小規模店舗調査

- ・バリアフリーチェック
- ・合理的配慮の実態

調査結果

- ・限られた敷地・店舗面積でのハード整備の工夫
- ・地形を考慮したハード面の整備の改善と限界への対応
- ・地域特性を踏まえた合理的配慮の改善、従業員（学生アルバイトを含む）研修が必要
- ・新たな合理的配慮の体制：簡易スロープ、簡易手すり、筆談器等、行政支援を幅広く実現することでの可能性や標準化の導入 等

☞先行自治体の明石市にインタビュー調査実施

調査概要：

北区・渋谷区における飲食店、小売店、サービス、コンビニのハード面および合理的配慮に関する評価

(ハード面135件、ソフト面109件)



北区

渋谷区

小学生調査

- ・バリアに対する認識
- ・合理的配慮の実態

調査概要：

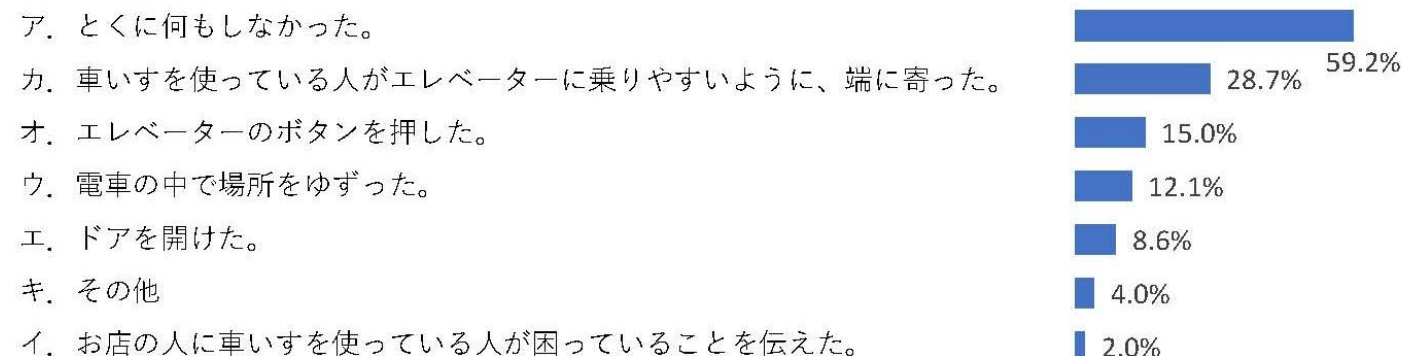
北区小学校11校、渋谷区小学校1校の小学6年生に対するバリアフリー認識に関するアンケート調査（有効票数595票）



物理的なバリアにより不便を感じている人がいる事、誘導用ブロックの劣化、放置自転車やエレベーター・電車内のスペースの問題などへの「気づき」が確認された。

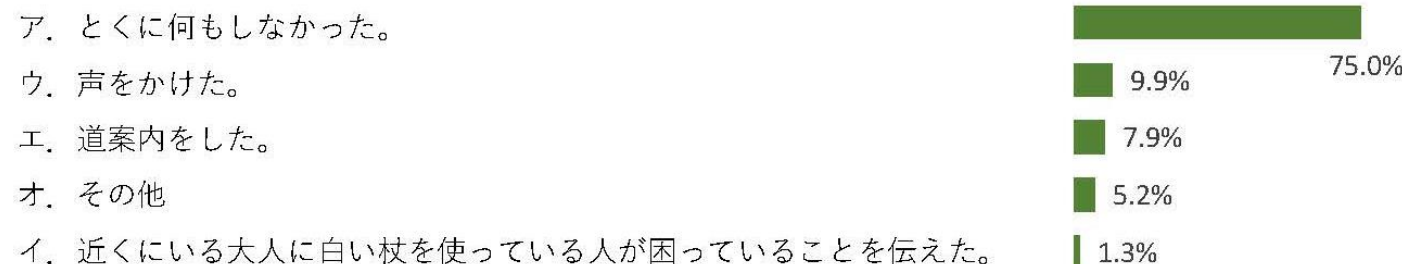
■車いすを使用している人に何かをしたことはありますか？（あてはまるものすべてに○）

全校



■白い杖を使用している人に何かしてあげたことはありますか？（あてはまるものすべてに○）

全校



江東区

合理的配慮に関する意識啓発のためのワークショップ
効果検証



2018年実施

協力：NPO法人東京ユニバーサルデザイン・コミュニケーターズ

調査結果

- 「対話型体験研修」は、人的対応が必要なさまざまな場面に応用ができる方法であることから、行政職員の研修等にも積極的に取り入れていくことは有効
- 他地区でもこのような手法を活用し、地元の障害者が中心となって「対話型体験研修」を展開することが可能であり、「合理的配慮」への理解が深まることが期待できる 等

江東区→東洋大生

合理的配慮に関する意識啓
発のためのワークショップ
効果検証

協力：NPO法人東京ユニバーサルデザイン・コミュニケーターズ



調査結果

- ・ 様々な障害のある人に接するという
研修方法は、関心を高めるには有効
- ・ 障害のある人からの一方的なニーズ
の伝達ではなく、学生との意見交換
を軸とした研修形式が望ましい 等



2019年実施

ロンドン	
当事者団体の評価 LD/IL/DRUK	
交通機関調査 TfL	オリンピック パーク調査 LLDC/GDI-Hub
当事者参加のしくみ	BEAP
レガシーの意義・功罪	

ヒアリング調査対象：

レガシー運営母体

- ① London Legacy Development Corporation (LLDC)
- ② Built Environment Access Panel (BEAP)

オリパラレガシーから生まれた学術研究センターかつNPO団体

- ③ Global Disability Innovation Hub(GDI-Hub)

ロンドン公共交通局

- ④ Transportation for London (TfL)

障害当事者団体

- ⑤ Leonard Cheshire Disability (LC)
- ⑥ Inclusion London (IL)
- ⑦ Disability Rights UK (DR)

学識者

- ⑧ Ian Brittain (Research Fellow, Coventry University)



GDI-Hubの Ian McKinnon氏とオリンピックパーク視察

調査結果

- ・ イギリスにおける緊縮政策による社会保障費の削減、移民問題、Brexit等、非常に厳しい社会状況下において、ロンドンは限定的な範囲のレガシーではあるが、その維持管理を行うべく、運営母体と当事者参加のしくみをつくり、社会環境の改善を追求している。

平昌

オリパラ関連施設

- BF整備状況
- 維持管理状況調査

BF推進に関する国の施策

- BF法の運用状況と課題
- BF認証制度の効果

韓国障害者開発院

ヒアリング調査対象：

- Yun, Yong-Sam氏（建国大学）
- Ryu Sang-Oh氏（韓国障害者開発院）
- Kim, Tae-Hoon氏（韓国障害者開発院）

見学地

- メインスタジアム跡地
- バイアスロン競技場
- スキージャンプ施設
- アイスアリーナ
- アイスホッケ-第2競技場
- 選手村
- 江陵駅



アイスアリーナの車いす席

調査結果

- 調査時の翌月から入居予定である選手村や、オリパラを契機に改修された江陵駅と周辺のBF整備はレガシーとなっている。
- 競技場などの全14施設のうち4施設は現在も（2018年調査時）管理主体未定で、大会前の実現性のある計画立案が求められる。



江陵駅

オリパラレガシー

～ 日常生活圏レベルのバリアフリー化を目指して ～
「まちづくり基準」(ハード)と「合理的配慮」(ソフト)

国内調査からのアウトプット

①小規模店舗のBF化と合理的配慮の
確実な実行に向けた視点・課題

③合理的配慮の理解促進に向けた
研修プログラム作成のポイントと提案

②小学生のBFに関する「気づき」を踏まえたBF教育への今後の展開

海外調査からのアウトプット


④オリパラレガシー運営体制の構築に
向けた視点・課題

⑤計画設計段階からの当事者参加の重
要性と運用・体制構築のポイント

①小規模店舗のBF化と合理的配慮の実行に向けた視点・課題

バリアフリー法の論点1：

バリアフリー基準適合義務対象

現行：2000㎡以上の特別特定建築物  少なくとも**300㎡程度**の建築物にまで拡大

→他の適合義務法制度との関係性を踏まえ、例えば省エネ法などの面積基準と合わせることで確認業務、完了検査業務の連携が図られる。

→自治体では概ね200㎡以上を小規模施設として自主条例で定めているところがある。

300㎡未満の建築物等のバリアフリー化は委任条例の全国展開を視野

バリアフリー法の論点2：

現行：移動等円滑化基準(特定施設)を一律に適用  共通な特定施設の整備と**用途による個別基準設定**

→特に特別特定建築物に新たに加わる学校、映画館、劇場、競技場、宿泊施設などの居室に該当する部分、300㎡以上の飲食店、小売店舗、サービス店舗等では、より丁寧な基準設定の検討。

①小規模店舗のBF化と合理的配慮の実行に向けた視点・課題

自治体によるハード・ソフト整備促進：

バリアフリー基本構想や委任条例の制定等の法制度の活用により、地域が目標とするハード、ソフトのバリアフリー水準の構築が不可欠

- 障害者差別解消法における社会的障壁と合理的配慮、事業者の責務の理解が不可欠
- 特に多くの既存施設の改善が目標
- 既存施設の改修が難しい場合、人的対応等で柔軟に合理的配慮の導入を併用することを検討
- 過渡的には公的バリアフリー改修助成も誘導施策として評価できる（明石市の例など）
- 継続的に評価・検証し、一過性の事業ではない施策につなげていくことが必要

面的整備、かたまりとしての整備の重要性：

- 既存施設、特に都心型の雑居ビルや複合ビル等、個別の店舗ごとではなく単体の集合体（かたまり）として捉え、「かたまり」のバリアフリー整備を**施設管理者の責務**として位置付けることが重要
- 道路、建築物、交通等の整備が一体化する市街地再開発事業ではより重要
 - まず公共事業からスタートを切る

②小学生のBFに関する「気づき」を踏まえたBF教育への今後の展開

行政・教育委員会・学校への本調査結果のフィードバック：

アンケート調査結果から得られた小学生たちの「**気づき**」を、行政（北区・渋谷区）、教育委員会、調査対象校で共有し、今後のバリアフリー教育に活用

→研究メンバーらが参画するバリアフリー推進協議会等の場を通じて継続的に議論

→小学生たち自身が自分たちは何が出来るかを考え、自主的に行動することを促す

→2021年4月より**適合義務化された公立小中学校**等のハード面の動きと連動したBF教育の展開の可能性あり

③合理的配慮の理解促進に向けた研修プログラム作成のポイントと提案

障害のある人々（複数の障害種別）が講師となる対話型研修の必要性：

合理的配慮を提供する際の導入部分となる「障害のある人とのコミュニケーション」について、

対話型研修を通じてコミュニケーションの基本を学ぶことの効果を実証

→オリパラ後も対話型研修を行政、事業者、学校等で継続的に実施していくことが重要

→特に、行政や事業者には必須の研修に位置付けることで、理解促進の加速を期待

障害学生チームによる学生向け合理的配慮に係る対話型研修プログラムの提案：

学内で実施可能な**学生対象の合理的配慮研修プログラム案**を作成

→障害学生自身が講師となり、履修生の人数や属性（学年・学科）、時間の制約等を考慮し、意見交換の方法について工夫や留意点等を明示

→研修実施にあたっては、事前に「障害の社会モデル」、「当事者主体」、「自己決定」、「Nothing about without us」、「障害者権利条約」といった障害のある人に関する基本的な考え方を講義等で学んでおくことが望ましい

→研修成果は、多くの学生がアルバイトとして活躍する小規模店舗の第一線場で十分に応用でき、理論と実践の連続性が図られ、共生社会形成の基盤を形成

④オリパラレガシー運営母体の体制整備に向けた視点・課題

レガシー運営専門部署・機関の創設・設置：

オリパラの経験やオリパラで掲げた**理念を引き継ぐ運営母体**の必要性

→ロンドンの例：LLDC、GDI-hub、ロンドン交通局のDiversity & Inclusion部署等

→LLDCの下でのBEAPにおいて、オリパラの経験を継続的に生かすべく計画段階からの当事者参加や、アクセシビリティの観点からのデザインコントロールを実施

→日本においても東京都や他の開催都市、また鉄道事業者等を中心に求められる

→国レベルでは移動等円滑化評価会議（地方の分科会を含む）の役割大

⑤計画設計段階からの当事者参加の重要性と運用・体制整備のポイント

法制度の整備が進められてきたからこそそのUX(User Experience)の重要性：

法律や整備基準、ガイドラインの整備が進むほど、行政、開発主体、設計者、建築主は、基準がすべてという考えに陥りやすい

→行政、開発主体、設計者、建築主に対し、そもそもの理念、平等、権利意識等を醸成

→その醸成の担い手として当事者参加の意義あり

⑤計画設計段階からの当事者参加の重要性と運用・体制整備のポイント

当事者参加の体制づくり1:

地域のバリアフリーについて**計画設計段階から当事者が意見**できる体制整備が必要

ex. ロンドン・スコットランドのBEAP(Built Environment Access Panel)や、自治体レベルのAccess Panel等

→手法として例えば、バリアフリー推進協議会の拡大利用を法的に位置付ける

→新国立競技場の設計・施工段階で実施された当事者らによるユニバーサルデザインワークショップのルールと経験を広く社会に公開し、その貴重な蓄積を日常生活圏レベルの各種施設づくりに反映

当事者参加の体制づくり2:

体制づくりのポイントは次のとおり

→自治体レベルでの予算確保

→議論の対象とする開発・建築行為の範囲設定や対象決定の方法

→開発・建築行為に関する情報開示のあり方（提供の範囲、守秘義務の範囲）

→当事者関与と責任の範囲

→参加する当事者の姿勢や専門性

→対話の進め方や各立場の役割等の調整

東京大会の施設整備

BF法制度

BF基準

まちづくり

Thank you

